

議案第 5 号

澁川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 0 日 提出

澁川市教育委員会

教育長 中 沢 守

澁川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則

澁川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則（平成 1 8 年澁川市教育委員会規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「。以下「観覧券」という。」を削る。

第 1 4 条中「午後 6 時」を「午後 5 時」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、常設展示は、午前 8 時 3 0 分から午後 8 時まで観覧することができる。

第 1 4 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、臨時にこれを変更することができる。

第 1 5 条ただし書を次のように改める。

ただし、常設展示にあっては、第 1 号に掲げる日においても観覧することができる。

第 1 5 条第 1 号中「その翌日」を「その日以後において、最も近い休日でない日」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

第 1 7 条第 1 号中「その他」を「その他の」に改める。

第 2 1 条第 1 項第 3 号中「喫煙及び」を削り、同項第 9 号中「条例第 5 条に規定する特別観覧の許可を受けないで」を「美術館資料（館長が指定する

もの及び条例第5条第1項の規定による特別観覧の許可を受けたものを除く。
。)の」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第4号から第8号までを
1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 喫煙をしないこと。

第21条第2項中「の事実」を「に反する事実」に改める。

第22条第1項第1号中「渋川市教育委員会等」を「教育委員会」に、「
観覧又は施設等」を「観覧し、又は施設」に改める。

様式第5号及び様式第6号を次のように改める。

様式第5号(第11条関係)

渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館利用許可書

第 号

年 月 日

様

渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館

館長

次のとおり許可します。

利用施設名	渋川市美術館 市民ギャラリー		
利用室名	全 室	A 室	B 室
附属設備品	スライディングウォール 照明 ワイヤー フック 台座 長机 椅子 その他()		
利用日時	年 月 日(水)から 年 月 日(月)まで		
利用目的			
集合予定人員	人(うち市外 人)		
入場料等の収入	有(円)・無	物品の販売等	有 ・ 無
利用責任者	氏 名		
	住 所		
	連絡先TEL		緊急連絡先TEL
許可条件	・展示室内は、釘や強力な接着剤の使用、また、展示室内を著しく変形、変色させるような展示方法を用いることは禁止する。		
使用料金	円		

様式第6号(第12条関係)

特別観覧
利 用 変更(取消し)許可申請書

第 号
(第 号)
年 月 日

渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館
館長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名
(氏 名)
電 話(— —)

次のとおり変更(取消し)したいので申請します。

1 変更(取消し)の理由

2 変更する内容

渋川市美術館 市民ギャラリー	特 別 観 覧 (資 料 名)			
全 室 A 室 B 室				
附属設備品 (市民ギャラリー利用 の場合のみ)	スライディングウォール 照明 ワイヤー フック 台座 長机 椅子 その他()			
利用日時	年 月 日	時 分	から	年 月 日 時 分まで
利用目的				
利用責任者	氏 名			
	住 所			
	連絡先TEL		緊急連絡先TEL	
備 考				

附 則

この規則は、令和6年3月3日から施行する。

理 由

渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館の移転に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>(観覧券)</p> <p>第7条 館長は、観覧料が納付されたときは、観覧料と引換えに渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館観覧券（様式第1号_____）を発行するものとする。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第14条 美術館の開館時間は、午前10時から<u>午後5時まで</u>とする。 <u>ただし、常設展示は、午前8時30分から午後8時まで観覧することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、臨時にこれを変更することができる。</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第15条 美術館の休館日は、次に掲げるとおりとする。<u>ただし、常設展示にあっては、第1号に掲げる日においても観覧することができる。</u></p> <p>(1) 火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、<u>その日以後において、最も近い休日でない日</u>）</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めたときは、これを改</u></p>	<p>(観覧券)</p> <p>第7条 館長は、観覧料が納付されたときは、観覧料と引換えに渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館観覧券（様式第1号。<u>以下「観覧券」という。</u>）を発行するものとする。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第14条 美術館の開館時間は、午前10時から<u>午後6時まで</u>とする。 <u>ただし、館長が必要と認めたときは、臨時に変更することができる。</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第15条 美術館の休館日は、次に掲げるとおりとする。<u>ただし、教育長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p>(1) 火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、<u>その翌日</u>_____）</p> <p>(2) (略)</p>

更し、又は臨時に休館することができる。

(職員の指示)

第17条 職員は、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、直ちに利用者に対し必要な指示をすることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(2)～(5) (略)

(遵守事項)

第21条 美術館に入館した者(以下「入館者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 所定の場所以外で_____飲食をしないこと。

(4) 喫煙をしないこと。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) 美術館資料(館長が指定するもの及び条例第5条第1項の規定による特別観覧の許可を受けたものを除く。)の撮影、模写、模造、熟覧等を行わないこと。

2 館長は、前項各号に反する事実があると認めるとき、又は美術館の管理上必要があると認めるときは、当該入館者に対し必要な措置を命ずることができる。

(職員の指示)

第17条 職員は、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、直ちに利用者に対し必要な指示をすることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(2)～(5) (略)

(遵守事項)

第21条 美術館に入館した者(以下「入館者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 所定の場所以外で喫煙及び飲食をしないこと。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) 条例第5条に規定する特別観覧の許可を受けないで_____撮影、模写、模造、熟覧等を行わないこと。

2 館長は、前項各号の事実_____があると認めるとき、又は美術館の管理上必要があると認めるときは、当該入館者に対し必要な措置を命ずることができる。

(観覧料等の減免)

第22条 条例第12条の規定により、観覧料等を減額し、又は免除できる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 渋川市若しくは教育委員会の主催若しくは共催で観覧し、又は施設を利用する場合 全額

(2) (略)

2 (略)

(観覧料等の減免)

第22条 条例第12条の規定により、観覧料等を減額し、又は免除できる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 渋川市若しくは渋川市教育委員会等の主催若しくは共催で観覧又は施設等を利用する場合 全額

(2) (略)

2 (略)

様式第5号(第11条関係)

渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館利用許可書

第 号
年 月 日

様

渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館
館長

次のとおり許可します。

利用施設名	渋川市美術館 市民ギャラリー		
利用室名	全 室	A 室	B 室
附属設備品	スライディングウォール 照明 ワイヤー フック 台座 長机 椅子 その他()		
利用日時	年 月 日(水)から 年 月 日(月)まで		
利用目的			
集合予定人員	人(うち市外 人)		
入場料等の収入	有(円)・無	物品の販売等	有・無
利用責任者	氏 名		
	住 所		
	連絡先TEL	緊急連絡先TEL	
許可条件	・展示室内は、釘や強力な接着剤の使用、また、展示室内を著しく変形、変色させるような展示方法を用いることは禁止する。		
使用料金	円		

様式第5号(第11条関係)

渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館利用許可書

第 号
年 月 日

様

渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館
館長

次のとおり許可します。

利用施設名	渋川市美術館 市民ギャラリー		
利用室名	全 室	A 室	B 室
附属設備品	スライディングウォール 照明 ワイヤー フック 台座 長机 椅子 その他()		
利用日時	年 月 日(水)から 年 月 日(月)まで		
利用目的			
集合予定人員	人(うち市外 人)		
入場料等の収入	有(円)・無	物品の販売等	有・無
利用責任者	氏 名		
	住 所		
	連絡先TEL	緊急連絡先TEL	
許可条件	・搬入は、利用許可日の2日前の月曜日午後6時～午後9時までとする。 ・搬出は、利用許可最終日の月曜日午後4時～午後5時30分までとする。 ・展示室内は、釘や強力な接着剤の使用、また、展示室内を著しく変形、変色させるような展示方法を用いることは禁止する。		
使用料金	円		

様式第6号(第12条関係)

特別観覧
利 用 変更(取消し)許可申請書

第 号
(第号)
年 月 日

洪川市美術館・桑原巨守彫刻美術館
館長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名
(氏 名)
電 話(- -)

次のとおり変更(取消し)したいので申請します。

1 変更(取消し)の理由

2 変更する内容

洪川市美術館 市民ギャラリー	特 別 観 覧 (資 料 名)		
全 室 A 室 B 室			
附属設備品 (市民ギャラリー利用 の場合のみ)	スライディングウォール 照明 ワイヤー フック 台座 長机 椅子 その他()		
利用日時	年 月 日	時 分	から 年 月 日 時 分まで
利用目的			
利用責任者	氏 名		
	住 所		
	連絡先TEL		緊急連絡先TEL
備 考			

様式第6号(第12条関係)

特別観覧
利 用 変更(取消し)許可申請書

第 号
(第号)
年 月 日

洪川市美術館・桑原巨守彫刻美術館
館長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名
(氏 名)
電 話(- -)

次のとおり変更(取消し)したいので申請します。

1 変更(取消し)の理由

2 変更する内容

洪川市美術館 市民ギャラリー	特 別 観 覧 (資 料 名)		
全 室 A 室 B 室			
附属設備品 (市民ギャラリー使用 の場合のみ)	スライディングウォール 照明 ワイヤー フック 台座 長机 椅子 その他()		
利用日時	年 月 日	時 分	から 年 月 日 時 分まで
利用目的			
利用責任者	氏 名		
	住 所		
	連絡先TEL		緊急連絡先TEL
備 考			